

議案第 25 号

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

協定項目	学校教育関係事業の取扱い			所管専門部会名	教育専門部会
調整の方向性	1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 学校の通学区域（学校の適正規模化に向けた通学区域の見直し等）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
見直し予定 ・平成17年度実施 ・通学区域変更 ・小規模特認校 ・隣接校との弾力化 ・遠距離通学区域の変更	・見直し予定なし	・見直し予定なし	・見直し予定なし	地域コミュニティ活動や通学距離などに配慮する。	
学校数 小学校 59校 中学校 21校	7校 3校	3校 1校	6校 3校	平成16年4月1日現在	
児童生徒数 小学校 25,001人 中学校 11,971人	2,096人 1,051人	582人 339人	2,098人 1,114人	平成16年5月1日現在	
2 学校給食					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
調理方式 自校調理方式	共同調理方式	共同調理方式	自校調理方式		
給食センター設置	平成14年9月	平成7年4月			

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
学校数				
小学校 59校	7校	3校	6校	平成16年4月1日現在
中学校 21校	3校	1校	3校	
児童生徒数 36,972人	3,147人	921人	3,212人	平成16年5月1日現在
教職員数 2,042人	194人	78人	227人	
食数 39,331食	3,384食	999食	3,439食	平成16年5月1日現在
給食費				
小学校 3,915円	4,200円	4,200円	4,300円	平成16年5月1日現在
中学校 4,736円	4,800円	4,600円	4,900円	
調理業務委託				
・調理業務委託（請負契約）	・一部調理員委託	・直営	・一部調理員委託	平成16年5月1日現在
直営 小学校－43校	午前 6人			
委託 小学校－16校	午後 3人			
中学校－21校				

3 学校の校舎及び体育館の耐震診断（対象：昭和56年以前の建築物）

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
校舎の耐震診断				
・ H12～15 実施 小 3 7 校	・ H15 実施 小 5 校	・ H12 実施 中 1 校	・ 計画あり 小 3 校	
〃 中 1 8 校	〃 中 3 校	・ 診断不要 小 3 校	〃 中 2 校	
・ 診断不要 小 2 2 校	・ 診断不要 小 2 校		・ 診断不要 小 3 校	
〃 中 3 校			〃 中 1 校	
体育館の耐震診断				
・ H15 実施 小 3 4 校	・ H15 実施 小 3 校	・ 診断不要 小 3 校	・ 診断不要 小 6 校	
〃 中 1 1 校	〃 中 1 校	・ 未実施 中 1 校	〃 中 3 校	
・ 診断不要 小 2 5 校	・ 診断不要 小 4 校			
〃 中 1 0 校	〃 中 2 校			

学校教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 周南市の例（平成 15 年 4 月 21 日合併 新設 2 市 2 町）

1 奨学金貸付事業

徳山市の例により調整する。ただし、貸付額については上位のものに合わせる。

2 就学費の援助

新南陽市・鹿野町の例により調整する。

3 通学区域〔小・中学校〕

新市に移行後、速やかに調整する。

4 学校給食の状況

（1）給食費 新市に移行後、速やかに調整する。

（2）公会計と私会計 新市に移行後、速やかに調整する。

（3）センター方式と単独校方式 現行のまま新市に引き継ぐ。

（4）業務委託 現行のまま新市に引き継ぐ。

（5）幼稚園給食 現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 高山市の例（平成 17 年 2 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 町 9 村）

1 小中学校建物等改造整備計画については、新市建設計画及び高山市総合計画に合わせて速やかに策定するものとするが、耐震診断については、合併までに各町村で計画的に実施する。

2 育英資金及び人材育成奨励金の町村が独自で実施している制度については、平成 16 年度をもって廃止する方向で調整するが、新たな育英資金制度を合併までに検討する。平成 16 年度以前に貸付を決定したものについては、経過措置を講じる。

3 学校給食については、当面各市町村の調理方式を継続し、現調理場での運営とするが、合併後において配送距離等可能な地域についてセンターの統廃合を検討する。

会計処理は高山市の例により、賄材料費は特別会計とする。

職員体制については、現在の体制を基本に別途協議する。

古川国府給食センターは、飛騨市との間で一部事務組合を設置する。

4 スクールバスの管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐが、有効利用を図る観点から総合交通体系の調整と合わせて、新市において検討する。また、業務委託又は嘱託職員化を検討する。

5 中学校海外研修事業については、平成16年度をもって廃止する。なお、新市においては国際交流事業等学校教育の充実に努める。

ウ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。